

共通仕様書 土木工事編 I (平成 29 年 10 月 1 日) 新旧対照表

改正内容	新 (改正後)	旧 (現行)
<p>第 1 編 1-1-25 工事 完成検査 (P27-28) ○「福島県電 子納品等運 用ガイドラ イン【土木工 事編】改正 に伴い改正</p>	<p>1-1-25 工事完成検査</p> <p>(略)</p> <p>9. 受注者は、電子納品を実施する場合、「福島県電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」によらなければならない。 なお、電子納品とは、「<u>受注者が監督員に対して電子成果品を納品すること</u>」をいう。</p> <p>10. <u>電子成果品は、維持管理や次フェーズ以降での電子データの利活用が確実である書類を対象とし、「工事完成図書の電子納品要領」(以下「要領」という。)に基づいて作成した、工事完成図、施設台帳、地質データ、i-Construction データの 4 種類とする。</u></p> <p>11. <u>工事帳票は、打合せ簿、確認書、工事履行報告書、施工計画書、出来形管理資料、品質管理資料等の定型様式の資料、及び打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料を対象書類とする。</u></p> <p>12. <u>電子的方法で情報交換、納品、検査する書類は、監督員と協議し決定する。</u></p> <p>13. 「要領」に基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で 1 部提出する。 <u>なお、工事完成図と施設台帳は紙媒体でも 1 部提出する。</u></p> <p>14. <u>工事帳票及び工事写真は、電子成果品とは別の電子媒体で 1 部提出する。</u> <u>なお、「施工前後の工事写真」は、紙媒体でも 1 部提出する。</u></p> <p>15. 電子成果品は、電子納品チェックシステム等により「<u>電子納品に関する要領・基準に適合している</u>」こと、CAD ソフト付属のチェック機能等により「<u>CAD 製図基準 に適合していること</u>」のチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出しなければならない。</p> <p>16. <u>工事帳票及び工事写真は、ウイルス対策を実施したうえで提出しなければならない。</u></p>	<p>1-1-25 工事完成検査</p> <p>(略)</p> <p>9. 受注者は、<u>工事完成図書を電子納品する</u>場合は、「福島県電子納品運用ガイドライン(案)【土木工事編】」によらなければならない。 なお、電子納品とは、「<u>調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること</u>」をいう。ここでいう電子成果品とは「<u>工事完成図書の電子納品要領(案)</u>」(以下「要領」という。)に基づいて作成した電子データを指す。</p> <p>(なし)</p> <p>(なし)</p> <p>10. <u>電子納品の有無、電子化する書類の範囲は、監督員と協議し、決定するものとする。</u></p> <p>11. <u>成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で正副 2 部の他、前項の協議で工事完成検査時に紙で用意することとした書類を 1 部提出するものとする。</u></p> <p>(なし)</p> <p>12. 電子成果品は、電子納品チェックシステム等により電子納品に関する要領・基準(案) に適合していること、CAD ソフト付属のチェック機能等により CAD 製図基準(案) に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出しなければならない。</p> <p>(なし)</p>

共通仕様書 土木工事編 I (平成 29 年 10 月 1 日) 新旧対照表

改正内容	新 (改正後)	旧 (現行)
<p>第 4 編 4-8-9 橋名 板工 (P388) ○橋名 (ひら がな) の記載 方法を追記*</p>	<p>4-8-9 橋名板工</p> <p>1. 受注者は、橋梁の橋名板についてはブロンズ製とし設計図書の寸法により作成し、次図のとおり配置するものとする。 ① 橋名(漢字)      ② 河川名(漢字)      ③ 竣工年月日 ④ 橋名(ひらがな)<sup>※</sup> <u>※橋名(ひらがな)に記載する「はし」には濁点を付けないことを標準とする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>4-8-9 橋名板工</p> <p>1. 受注者は、橋梁の橋名板についてはブロンズ製とし設計図書の寸法により作成し、次図のとおり配置するものとする。 ① 橋名(漢字)      ② 河川名(漢字)      ③ 竣工年月日 ④ 橋名(ひらがな)ー</p> <hr/> <p>(略)</p>
<p>第 4 編 5-13-8 橋名 板工 (P408) ○橋名 (ひら がな) の記載 方法を追記*</p> <p><u>※正式名称が「○○ばし」であっても、橋名板の記載は「○○はし」とする。</u> (慣例的に「濁点を付けないことにより、河川に濁りが生じないように」との思いを入れたもの)</p>	<p>5-13-8 橋名板工</p> <p>1. 受注者は、橋梁の橋名板についてはブロンズ製とし設計図書の寸法により作成し、次図のとおり配置するものとする。 ① 橋名(漢字)      ② 河川名(漢字)      ③ 竣工年月日 ④ 橋名(ひらがな)<sup>※</sup> <u>※橋名(ひらがな)に記載する「はし」には濁点を付けないことを標準とする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>5-13-8 橋名板工</p> <p>1. 受注者は、橋梁の橋名板についてはブロンズ製とし設計図書の寸法により作成し、次図のとおり配置するものとする。 ① 橋名(漢字)      ② 河川名(漢字)      ③ 竣工年月日 ④ 橋名(ひらがな)ー</p> <hr/> <p>(略)</p>